

愛知県建設工事紛争審査会委員名簿

(R6.8.1現在)

(委員)

氏名	職業	経歴	分野	任命年月日 満了年月日 (任 期)
あんだう やすひろ 安藤 康広	高蔵寺ニュータウンセンター開発 (株) 代表取締役専務	愛知県建設部建築局建築指導監 愛知県住宅供給公社専務理事 (一財)桃花源センター理事長	建築	R5.7.1 R7.6.30 (1期2年)
いけだ そのこ 池田 園子	一級建築士	ひまわり建築工房管理建築士	建築	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)
いざわ さち 井澤 幸	椋山女学園大学准教授	一級建築士事務所井澤幸住宅設計室代表 椋山女学園大学准教授	建築	R5.7.1 R7.6.30 (1期2年)
いとう かなこ 伊藤 歌奈子	弁護士	名古屋市放置自動車廃物判定委員会委員	法律	R5.7.1 R7.6.30 (1期2年)
いとう まこと 伊藤 誠	(一財)愛知県建築住宅センター 専務理事	名古屋住宅都市局住宅部長 名古屋市区長 (一財)愛知県建築住宅センター専務理事	建築	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)
いまいずみ まいこ 今泉 麻衣子	弁護士	愛知県建築士審査会委員 名古屋建築紛争調停委員会委員 名古屋法務局筆界調査委員 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター運営協議会幹事会委員	法律	R5.7.1 R7.6.30 (1期2年)
おの まさこ 小野 全子	一級建築士	豊橋市固定資産税評価委員会委員 愛知県地価調査会議委員 名古屋都市計画審議会委員 (株)オーラッド常務取締役	建築	R5.7.1 R7.6.30 (3期6年)
おの よしふみ 小野 好文	名古屋住宅供給公社 技術アドバイザー	名古屋住宅都市局営繕部長 名古屋住宅供給公社専務 名古屋住宅供給公社技術アドバイザー	建築	R5.7.1 R7.6.30 (3期6年)
かわぐち みちこ 河口 美智子	一級建築士	(株)スペース巧房取締役 尾張旭市都市計画審議会委員 瀬戸市空き家等対策協議会委員	建築	R5.7.1 R7.6.30 (3期6年)
くろさわ かよ 黒澤 佳代	弁護士	愛知県弁護士会副会長 名古屋家庭裁判所調停官 愛知県建築士審査会委員 名古屋家庭裁判所調停委員	法律	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)
すぎうら たいすけ 杉浦 泰輔	(公社)愛知建築士会 専務理事	愛知県建設部建築局技監 知立市開発等事業紛争調停委員 (一財)愛知県建築住宅センター顧問 (公社)愛知建築士会事務局次長 (公社)愛知建築士会専務理事	建築	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)
たかぎ みちひさ 高木 道久	弁護士	公立大学法人名古屋市立大学監事 愛知県弁護士会筆頭副会長 愛知労働局紛争調整委員会会長 一宮簡易裁判所民事調停委員	法律	R5.7.1 R7.6.30 (3期6年)

(委員)

氏名	職業	経歴	分野	任命年月日 満了年月日 (任 期)
なかじま はじめ 中島 一	(公財)愛知県都市整備協会理事長	愛知県建設局長 (公財)愛知県都市整備協会理事長	土木	R6.4.1 R7.6.30 (1期2年)
なかむら たかゆき 中村 貴之	弁護士	名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)副会長 名古屋家庭裁判所調停委員 愛知県地価調査会議委員 愛知県住宅紛争審査会委員	法律	R5.7.1 R7.6.30 (4期8年)
みずたに ひろたろう 水谷 大太郎	弁護士	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長 愛知県弁護士会消費者委員会委員 欠陥住宅被害東海ネット事務局長 欠陥住宅被害全国連絡協議会幹事	法律	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)

(特別委員)

氏名	職業	経歴	備考	任命年月日 満了年月日 (任 期)
あおき まなぶ 青木 学	(一財)愛知県建築住宅センター 常務理事	愛知県建設部建築局建築指導課長 春日井市建築審査会委員 名古屋建築審査会委員 (一財)愛知県建築住宅センター常務理事	建築	R5.7.1 R7.6.30 (3期6年)
いとう ようじ 伊藤 陽児	弁護士	名古屋建築紛争調停委員会委員 消費者庁消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援のあり方に関する検討会委員 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長	法律	R5.7.1 R7.6.30 (4期8年)
おざき としお 尾崎 智央	一級建築士	愛知県建設部建築局長 高蔵寺ニュータウンセンター開発(株)代表取締役社長	建築	R5.7.1 R7.6.30 (4期7年)
みちうら しん 道浦 真	愛知県道路公社理事長	愛知県建設局長 愛知県道路公社理事長	土木	R5.7.1 R7.6.30 (1期2年)
やまかわ ひろみき 山川 博幹	(株)中部新都市サービス 建築部調整役	愛知県建設部建築局建築指導課長 名古屋建築審査会委員 (株)中部新都市サービス建築部調整役	建築	R5.7.1 R7.6.30 (2期4年)

(参考:任期の見方 例 2期4年の場合 任命2回目の当該任期満了時時点)

この名簿は、建設業法施行令第8条及び建設業法施行規則第16条の規定に基づき作成した。(五十音順)

※尾崎智央委員については、1期目の任期はH30.7.1~R1.6.30の1年間。通算7年。

※伊藤陽児委員については、R5.7.1付けで委員から特別委員に変更。